

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 No.3
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	日比谷中田法律事務所 弁護士 太田香
【住所又は本店所在地】	東京都千代田内幸町2-2-2 富国生命ビル22階
【報告義務発生日】	令和3年3月24日
【提出日】	令和3年3月31日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	重要な契約が終了したため

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	サカイオーベックス株式会社
証券コード	3408
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東証1部

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド(NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC)
住所又は本店所在地	イギリス連合王国ロンドン市 クイーンビクトリアストリート85セナターハウス1階 (1st Floor, Senator House, 85 Queen Victoria Street, London, England)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	令和元年10月22日
代表者氏名	ローズマリー・モーガン
代表者役職	取締役会会長
事業内容	金融商品投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	日比谷中田法律事務所 弁護士 太田 香
電話番号	03-5532-3107

(2)【保有目的】

投資及び経営陣に対する経営の助言並びに状況に応じて重要提案行為等を行うこと。特に、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンドは、発行会社の財務的健全性及び市場での地位が株価に反映されていないと考えており、全ての株主のために株式価値を高めるための方法を話し合うことを目的とし、発行会社の経営陣に対して対話を要求する場合がある。

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	389,800		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 389,800	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		389,800
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年2月10日現在)	V	6,436,258
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.06
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.06

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、令和3年2月8日付で、サカイ繊維株式会社(以下「公開買付者」といいます。)との間で公開買付応募契約を締結し、その保有するサカイオーベックス株式会社普通株式389,800株の全てを、公開買付者が令和3年2月9日から令和3年3月24日までを公開買付期間として実施する公開買付に応募することについて公開買付者と合意いたしました。当該公開買付が不成立となったことを受け令和3年3月24日に終了しました。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	762,328
上記(Y)の内訳	ファンドの資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	762,328

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地